

昭和三年路政小史

道路改良會編輯部



一月

解散の詔書發せらる。茲に愈々二月二十日を以つて
普選の首途に入ることゝなれり。

十二日 ○地方長官一部異動す。

十八日 ○長谷川勝吾君(鳥取)群馬縣土木課長に轉任す。

二十一日 ○休會明けの帝國議會(第五十五回)開會し、田中首相

の施政方針に引續き三土藏相の財政演説直後衆議院

二月

二十四日 ○急遽召集された地方長官會議開會。

二十六日 ○飯島馨之助君(鳥取)縣土木課長に任命さる。

二　日

○本會副會長内田嘉吉氏昨夏八月よりワシントンに於ける國際無線電信會議に帝國委員顧問として出張中の處無事歸朝さる。

三　日

○本會前副會長故堀田貢氏の三週忌法養執行さる。

九　日

○土木課長異動す、調所武光君(岡山)長崎縣へ、宮島三郎君(千葉)岡山縣へ、上野節夫君(長崎)千葉縣へ。

十　日

○熊本縣土木課長東森藏君依頤免本官。

十三　日

○森四郎君和歌山縣土木課長に任命さる。

二十　日

○愈々普選最初の試練日。

二十九　日

○四月二十日を以て帝國議會(第五十五回)召集の詔書發せらるゝ會期十四日間。

三　月

二　日

○大石巖君(栃木)青森縣土木課長に轉任し、丸山悅三君板木縣土木課長に任命さる。

十二　日

○本會事業の一たる地方道路技術官海外派遣の舉實現し、會長の推選したる兵庫縣地方技師山本廣一君上海、香港へ出張命令發令さる。

十四　日

○勅令第二十九號を以て「昭和三年度ニ於テハ憲法第十七条ニ依リ前年度ノ豫算ヲ施ス」旨公布さる。

右に依り道路改良助成費も前年度通り三百五十萬圓

とす。

十五　日

○木村畫七郎君富山縣土木課長に任命さる。

二十三　日

○内田副會長歸朝歡迎會を午後五時から丸ノ内日本俱樂部に開催す。

二十九　日

○地方道路技術官海外派遣員として本會々長の推選したる福岡縣土木課長坂本一平君上海香港へ出張命令發令さる。

四　月

八　日

○一號國道靜岡縣下大井川橋架橋竣工式舉行に付内務大臣代理として丹羽書記官臨席す。

十一　日

○山田一君熊本縣土木課長に任命さる。

二十　日

○臨時議會(第五十五回)開會。衆議院正副議長選舉を行ふ。

二十二　日

○一號國道静岡、清水間改築工事起工式舉行に付内務大臣代理として武井事務官臨席す。

三十　日

○内務省土木局第一技術課長島重治氏依頤免本官、同時に内務省名古屋土木出張所長前川貫一氏後任に任命さる。

道路の改良 第十一卷 第一號

二九〇

五 月

内に於て経過地一部變更の件公布さる。

四 日

○鈴木内相依頼免本官同時に田中首相内相を兼攝す。

○内務省告示第百十二號を以て國道二號路線中神戸市内經過地一部變更の件公布さる。

○同第百十三號を以て國道三十八號路線中神戸市内經過地一部變更の件公布さる。

○同第百十三號を以て國道三十八號路線中神戸市内經過地一部變更の件公布さる。

二十九日

○地方長官一部交迭發表。

七 月

十六日

○内務省地方局長潮恵之助氏内務事務次官となる。

二十三日

○内閣一部改造。望月遞相内相となり、久原房之助氏

二十五日

○内閣一部改造。望月遞相内相となり、久原房之助氏

二十九日

○内務事務次官、地方局長異動に伴ふ地方長官伊東長

崎外十數名の大交迭發表さる。

二十九日

○秋田遞信政務次官内務政務次官に轉任す。

二十八日

○水野文相退官し勝田主計氏文相となる。

二十九日

○内務省土木局に於て御大禮關係道路主任官協議會開

八 月

○内務省土木局に於て御大禮關係道路主任官協議會開

一日

○定時會員總會及評議員會に附議すべき昭和二年度事

務報告并昭和三年度事業決定の爲本會理事會を丸ノ

内日本俱樂部に開催。

四 日

○内務省告示第百四十號を以て國道二號路線中下關市

九 日

○内務省土木局に於て本日より向ふ三月間に亘り、客

月の土木主任官會議に内務大臣から諮詢された道路

十四日

○地方長官會議開會。(會期一週間)。

二十一日

○第九回本會定時會員總會及評議員會を丸ノ内銀行俱

樂部に開催。

五 月

○内務省告示第百二十號を以て國道二號路線中神戸市内經過地一部變更の件公布さる。

二十九日

○内務省告示第百二十號を以て國道二號路線中神戸市内經過地一部變更の件公布さる。

工事費受益者負擔金制度と道路損傷負擔金制度の運

用に關する件の委員會開催。

十一日

○本會主催第四回道路職員講習會を本日より向ふ十日間内務省社會局大會議室に開催。

九月

三日

○六號國道中千葉縣と埼玉縣とに跨る利根川橋起工式舉行に付内務大臣代理として丹羽書記官臨席す。

十三日

○内務省東京土木出張所長中川吉造氏内務技監に任命さる。

十六日

○東京府と埼玉縣下に跨る新荒川大橋竣工式舉行に付月内務大臣臨席す。

二十八日

○水野本會會長は臺北市に於ける港灣協會總會に臨席の爲神戸出帆にて臺灣に向ふ。

十月

十八日

○水野本會々長臺灣より歸京。

十九日

○京都府下十八號國道桂橋竣工式舉行に付内務大臣代理として加藤參與官臨席す。

二十四日

○本會主催東北、北陸地方道路改良講演會本日より十

二十六日

○水野本會々長は産業道路費要求の爲首相及内相を訪問す。

三十日

○水野本會々長前官の禮遇を賜ふ。

十一月

五日

○勅令第二百六十六號を以て遞信省官制第一條「水陸運輸ニ關スル事業」を「水運ニ關スル事業ニ」改め、同時に勅令第二百六十七號を以て鐵道省官制第一條中「四

時に鐵道、軌道其ノ他陸運」に改め、同第五條中「四鐵道、軌道以外ノ陸運ニ關スル事項」を追加さる。
○鐵道省訓令第一號を以て「一定ノ路線ニ據り自動車以テスル運輸營業ニ關シテハ昭和二年八月遞信省訓令第一號ニ據リ本大臣ニ稟伺スヘシ」旨訓令。

○同時に右に關し鐵道省監督局長より各府縣知事に對し依命通牒を發す。

○同日内務次官より各府縣知事に對し右鐵道省訓令は「一定の路線に依る自動車の運輸營業」のみにして、「道路管理并警察取締」に付ては從前と異なるなき旨通牒す。

十二月

- 十八日 ○國道二十一號路線德島縣下吉野川橋工事竣功式舉行に付内務大臣代理として武井事務官臨席す。
- 二十日 ○昭和四年度豫算内示會。道路に關する豫算左の加し。
- 二十六日 ○帝國議會開院式舉行さる。

道路改良助成費

四百五十萬圓

產業道路助成費

二百萬圓

二十四日

○帝國議會(第五十六回)召集さる。

◇×—————×◇

噫、浮世は盡ならぬものだ。

◎道路工事と失業救濟

歲末に方つて街路交通は、一層繁激を極めるので、此時期になると道路工事の施行を中止して、年末交通に備へるのが牧博士が東京市土木局長當時に考へ附いた歲末の交通緩和策であつた、今も夫れが行はれてゐる筈であるのに、今歲はどうしたものか矢張り工事を續行してゐる。

ハテ近土木局長は從來の方針を變へたのかと、要らぬ心配する連中もある。が、年末年始に爲れば自由労働者の失業を救濟せなければならぬ、其の爲には道路工事を中止する譯には行かぬ、交通緩和策と失業救濟の正面衝突、夫れなら交通閑散な所の工事をやれば可いのだが、交通閑散な所を頻繁な所より先に工事をすることは、道路方面からすれば不得策。